

# 屋外広告物許可申請の郵送対応について

熊取町域内での屋外広告物許可申請を郵送にて行う場合は次のとおりとなります。

①申請書類を提出（このとき封筒2種類を同封して下さい）

※提出部数は全ての書類について、正・副の計2部となります。

※封筒の種類については下記参照



②処理が終了次第、納付書を郵送しますので、指定の金融機関（納付書に記載しています）にて手数料を納付して下さい。



③納付確認ができ次第、許可書等を発行し、郵送いたします。

## ○封筒の種類

1. 納付書返信用（定型封筒に必要額の切手を貼付）・・・・・・・・・・1通  
（重量見込）封筒＋納付書（約4g）

2. 許可書等返信用（A4サイズの封筒に必要額の切手を貼付）・・・・・・・・1通  
（重量見込）封筒＋副本＋許可書（約4g）＋許可書シール（1枚約1g×広告物件数）  
※許可書シールは広告物1件に対し1枚交付します。

切手の必要額については、日本郵便のホームページ等を確認してください。

注意：重量等により切手の不足分がある場合、送付することができず、切手等を再送いただくこととなります。

～屋外広告物許可申請に関するお問い合わせ先～

熊取町 都市整備部 まちづくり計画課 都市計画・開発指導グループ

TEL：072-452-6401

FAX：072-452-7103

Mail：machidukuri-keikaku@town.kumatori.lg.jp